

平成17年6月20日

文部科学省高等教育局学生支援課長 殿

経済産業省商務情報政策局消費経済部消費経済対策課長

大学等における消費者啓発の推進について

平素より経済産業省の消費者行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

経済産業省におきましては、従来から消費者に対する啓発に取り組んでおります。昨年1月には、経済産業省から文部科学省を通じて、各大学、短期大学に対して、いわゆるマルチ商法や各種悪質商法に関する学生への注意喚起・啓発をお願いしたところでありますが、その後も学生や若年者の中でマルチ商法等による被害が目立っております。最近では、容易に多額の利益が得られるかのような勧誘により、大学生の間で急速に消費者被害が拡大した悪質なマルチ商法が発生し、経済産業省では、当該商法を統括していた事業者や勧誘を行っていた学生等に対して、特定商取引法違反による行政処分を行いました。(参照URL：<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/tokushoho/0412/gyouseisyobunn.html>)

このため、悪質な消費者トラブル、特にマルチ商法について、学生への注意喚起、消費者啓発の推進を図っていただき、若年層の消費者被害の防止を図ることが緊要と考えられます。

つきましては、上記趣旨を御理解いただき、以下の点に関して学生に注意喚起・啓発を図っていただくよう、再度、大学等関係機関へ御周知いただきたくお願い申し上げます。

記

1. マルチ商法について

○マルチ商法は、会員が新たな会員を次々と勧誘し、組織を拡大しながら商品・権利・サービスの販売等を行う取引の俗称で、特定商取引法では連鎖販売取引として定義され、厳しい規制等が設けられています。友人や先輩・後輩に対して勧誘を行うことが多いため、大学・短大内において被害が広がりやすく、また、今回の行政処分の例のように、学生が被害者だけでなく加害者になる場合があります。

○特定商取引に関する法律によって、マルチ商法に関する以下のような行為は禁止されています。こうした被害にあわないよう、また、違法行為に荷担することのないよう、十分に御注意ください。

・勧誘を行う前に目的等を告げない

(例)「儲かるバイトがあるから一度説明会においでよ。」と告げるだけで、マルチ商法に勧誘することや事業者の名称等を告げずに説明会に呼び出す。

・嘘を告げたり、不確実なことを断定的に告げたりして勧誘を行う

●資料●

文部科学省よりお知らせ

文部科学省では、各大学等に対し、学生に対しマルチ商法をはじめとする消費者被害に関する注意事項やトラブル事例について、以下の通知を発出した。

17高学支第29号  
平成17年6月20日

各国公立大学学生部長 (担当職)  
各国公立短期大学事務部長 (担当職) 殿  
各国公立高等専門学校事務部長 (担当職)

文部科学省高等教育局学生支援課長  
栗山雅秀

(印影印刷)

マルチ商法等に係る学生啓発の推進について

各大学等におかれましては、多様な学生が入学する中で、学生に対する教育や指導の改善、学生生活の支援の充実、消費者取引に係る学生への啓発の推進に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

標記のことについては、平成16年1月23日付け15高学生第25号で各大学及び短期大学に通知しているところですが、経済産業省によると、その後もマルチ商法等による被害は目立っており、最近ではマルチ商法による被害を発生させた事業者及び勧誘を行った学生に対して行政処分を行ったとのことから、この度、同省より、別紙のとおり「大学等における消費者啓発の推進について」により、周知の協力依頼がありました。

貴職におかれましては、学内広報等を通じて、広く学生に対しマルチ商法をはじめとする消費者被害に関する注意事項やトラブル事例について情報提供を図るとともに、学生に対する啓発を一層推進していただき、マルチ商法等による被害の防止に努めていただくようお願いいたします。

本件担当：文部科学省高等教育局学生支援課厚生・活動支援係  
TEL 03-5253-4111 (内線：2519)

(別添)

**若年層が陥りやすい消費者トラブル事例**

**1. マルチ商法**  
個人を商品等の販売員として勧誘し、次の販売員を勧誘すれば収入になると、組織を連鎖的に拡大する商法。

**【事例】**  
サークルの友人から連絡があり、割のいいバイトがあると誘われセミナー会場に行った。会場では「健康食品を購入し、友達に売ればマージンが入る。勝ち組になれる。」と誘われた。

ここがポイント！  
 (1) 悪質なマルチ商法は、一部の成功例を強調し、あたかも全員が成功するかのよう勧誘してることがあります。「必ず儲かる」ウマイ話はありません。  
 (2) 多量の商品を購入しても思ったように売れず、売れ残りの商品や借金を抱えてしまうリスクもあります。  
 (3) 大学の友人、先輩、後輩を勧誘することが多いため、学校内での信頼や友人関係を壊すことになりかねません。  
 (4) なお、商品が介在しない、いわゆる「ねずみ講」は「無限連鎖講の防止に関する法律」で禁止されています。

**2. アポイントメントセールス、キャッチセールス**  
電話で「あなたが特別に選ばれました。〇〇を取りに来てください」などと言って販売目的を告げずに事務所などに誘い出し、商品やサービス等の購入の契約をさせるアポイントメントセールス。  
駅前や路上で呼び止めて営業所などに連れていき、商品やサービス等を販売するキャッチセールス。

**【事例】**  
街で「美容に関する調査をしています。協力してくれたら、化粧品のサンプルを差し上げます」と声をかけられた。営業所についていきアンケートに答えたが、その後、高額なエステの契約を勧められた。閉め切った部屋で勧誘され、契約しないと帰れない雰囲気だった。

ここがポイント！  
 (1) どちらの商法も事業者の営業所などに連れて行かれ、長時間にわたり勧誘し契約を迫ってきます。  
 (2) 「タダ」に釣られて、簡単について行かないことが肝心です。  
 (3) 不要な商品の販売には、毅然と断りましょう。

**3. デート(恋人) 商法**  
言葉巧みな話術で異性に好意を抱かせ、それにつけ込んでアクセサリーなど高額な商品を販売する商法。

**【事例】**  
携帯の「出会い系」サイトで知り合った異性から、「今度デートしようよ」と誘われた。デートの途中、自分がデザインしたアクセサリーを展示しているイベントをやっていると連れて行かれ、好きだったらアクセサリーを購入するよう勧められた。嫌われたくないからクレジットで契約してしまった。

(例) 実際にそのような者が存在しないにもかかわらず、「誰でも簡単にできる仕事で、確実に月100万円は儲かる。」と嘘の勧誘を行い、消費者を誤解させて申し込ませる。

- ・判断力や財産の乏しい者へ勧誘を行う  
(例) 未成年者等、知識・経験・財産の乏しい者に対して勧誘を行い、資金が足りない消費者に対しては、クレジットを申し込ませたり、消費者金融からお金を借りさせたりする。
- ・契約書面を交付しない  
(例) 契約を申込み、お金を払ったにもかかわらず、申込書や契約書を渡さない。

○同法では、マルチ商法の契約をした場合でも、20日以内であれば、クーリング・オフ（無条件解約）が認められています。

○何か問題が発生した場合には、経済産業省（経済産業局）、都道府県の消費者相談窓口までお気軽にご相談ください。

○大学等当局におかれても、学生が悪質なマルチ商法の被害者及び加害者になることのないよう、普段からの学生啓発、問題発生時における学生窓口における対応に遺漏なきよう努めてください。

(例) 今回行政処分を行ったマルチ商法については、大学事務局が当該マルチ商法に関する注意喚起を学生に呼びかけたところ、事業者から抗議を受けたことがありましたが、大学等当局におかれては、そのような場合でも学生の被害等の未然防止のため、引き続き適切な対応をお願いするとともに、何か問題が発生した場合には、経済産業省（経済産業局）、都道府県の消費者相談窓口等にご相談ください。

**2. その他の消費者トラブルについて**

○マルチ商法以外にも、アポイントメントセールス、迷惑メールをきっかけとした不当請求等の被害が多発しています。こうした被害に遭わないよう、学生に対する注意喚起、啓発をお願いします。トラブルの事例や注意事項については、別添の資料をご参照ください。

**【問い合わせ先】**  
 経済産業省消費経済部消費経済対策課 宮原、新井  
 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
 TEL：03-3501-1511（内線4291）/FAX：03-3580-6407

消費者政策ホームページ：  
 消費者相談窓口の連絡先、法違反事例等が掲載されています。また、消費者啓発用のパンフレット配布やビデオ貸し出しの申込みもできます。  
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/index.html>

売はクーリング・オフできません。申込はじっくり考えてから。

- (2) 支払う前に、販売者の連絡先、申込画面などプリントアウトしておきましょう。
- (3) 出品者と落札者を仲介する（有料）サービスを利用する手段もあります。

クーリング・オフ制度

特定商取引法では、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができることを認めています。

クーリング・オフの期間は、契約書面を受け取った日から、その日を含めて

- 8日間……電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問販売（アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む）
- 20日間……連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法）

上記の期間内に、書面（ハガキ等）で販売会社に通知します。通知は簡易書留扱いで出しましよう。

原則として、支払った代金は全額返金されますが、クーリング・オフできない場合もあります。詳しくは下記相談窓口または地元の消費生活センターへ御相談ください。

なお、通信販売は、クーリング・オフできません。

相談窓口

経済産業省消費者相談室	<a href="http://www.meti.go.jp/">http://www.meti.go.jp/</a>	TEL 03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.hkd.meti.go.jp/">http://www.hkd.meti.go.jp/</a>	TEL 011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.tohoku.meti.go.jp/">http://www.tohoku.meti.go.jp/</a>	TEL 022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.kanto.meti.go.jp/">http://www.kanto.meti.go.jp/</a>	TEL 048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.chubu.meti.go.jp/">http://www.chubu.meti.go.jp/</a>	TEL 052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.kansai.meti.go.jp/">http://www.kansai.meti.go.jp/</a>	TEL 06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.chugoku.meti.go.jp/">http://www.chugoku.meti.go.jp/</a>	TEL 082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.shikoku.meti.go.jp/">http://www.shikoku.meti.go.jp/</a>	TEL 087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.kyushu.meti.go.jp/">http://www.kyushu.meti.go.jp/</a>	TEL 092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局消費者相談室	<a href="http://ogb.go.jp/move/">http://ogb.go.jp/move/</a>	TEL 098 - 862 - 4373

※相談の受付は月～金（年末年始を除く）です。受付時間はそれぞれ異なります。

ここがポイント！

- (1) 恋愛感情を巧みに利用し、契約へ誘導するのが目的です。
- (2) 一度買ってしまうと、また購入してもらえと思われ、次々に商品をせがまれることがあります。
- (3) 出会いのきっかけが携帯電話の「メル友」や出会い系サイトの場合は要注意です。

4. 迷惑メールがきっかけの不当請求

パソコンや携帯電話へ届いた「出会い系サイト」や「アダルト系サイト」の広告メールにうっかり接続してしまつたら、利用料金の請求がきてしまった。

【事例】

携帯電話に、出会い系サイトの広告メールが届いた。興味本位でちょっと覗いてみてから削除しようとURLをクリックしてみたら、いきなり次の画面に「入会完了！5日以内に3万円支払ってください」と表示された。

ここがポイント！

- (1) サービスを利用（契約）しようとして接続したわけでは支払いの義務はありません。
- (2) 事業者返信し、自分の名前や電話番号などを教えると、次の被害につながるがあるので、個人情報絶対に教えないこと。
- (3) 身に覚えのないメールのURLには興味本位で接続しないことが第一です。
- (4) 迷惑メールを受信しないために、文字数が多く複雑なメールアドレスにしたり、各種サービス（フィルタリング機能）を活用しましょう。
- (5) 脅迫されたら警察へ。

5. 資格商法

自宅や職場に電話をかけてきて、資格取得のために講座の受講や教材の購入契約をさせる商法。

【事例】

職場に突然電話がきて「あなたの親会社から依頼を受けたので書類を送りたい」と言われ、忙しかつたので、つい自宅の住所を教えてしまったところ、後で講座の契約書が送られてきた。

ここがポイント！

- (1) 「結構です」「はいはい」といった曖昧な返事はトラブルのもと。口約束でも契約は成立します。契約の意志がなければはっきり断りましょう。
- (2) 過去に類似の資格講座を受講していた人に、まだ講座の契約は続いていると嘘を言い、更新費用の支払いを求める手口も横行しています。過去の講座が既に終了している場合は、取りあわずきっぱり断りましょう。

6. オンラインショッピング

インターネット上で契約の申込み等を行うインターネット通信販売（ネット通販）が普及し、自宅で手軽に買い物ができるようになりましたが…

【事例】

ネットオークションで、欲しかった自動車のパーツを落札したので、代金を振り込んだが、なかなか商品が届かない。そのうち、出品者と連絡が取れなくなつてしまった。

ここがポイント！

- (1) 出品者と落札者双方が個人の場合、取引は自己責任となります。ネット通販を含め、通信販